

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

資産に関する調書(個人用)

年 月 日現在

資産に関する調書(個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

都道府県知事 様
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。)

2 処分する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の 種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3 施設の概要	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
設 置 年 月 日	
産業廃棄物処理施設の処理能力	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設の処理方式並びに構造及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

添付書類 当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合は、その設置許可証の写し及び同法第15条の2第5項に規定する検査に合格していることを証する書面の写し

4 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	
最終処分場の設置の場所	
設 置 年 月 日	
最終処分場の規模等	
埋立対象産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
最終処分場の構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他の環境保全対策	

5 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で定 める政令第4条の7に 規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

6 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第 27 号 (第 33 条関係)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物及び 特別産業廃棄物の種類		
発 生 量 (t / 月 又は m ³ / 月)		
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)
	委 託 処 理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投棄処分 中間処理 売 却 中間処理又は売却の場合は、具体的な方法	
備考		
1 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に申請する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることが分かるものを添付すること（新規に申請する場合を除く。）。		